

議案第14号

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片山 象 三

(理 由)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法及び関係省令の改正により、新たに創設された共生型地域密着型通所介護の運営に関する基準を定める必要があるため。

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年西脇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「第40条の16」を「第37条の3、第40条の16」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。